

徳島市都市計画審議会会議録概要

徳島市都市計画審議会公開細則第11条の規定に基づき、会議録を公表します。

会議名	第117回徳島市都市計画審議会
開催日時	令和4年12月26日(月)午後2時～午後3時53分
開催場所	徳島市役所 本館13階 大会議室
議題	議第244号 徳島東部都市計画公園(2・2・12号 寺島公園)の変更について(徳島市決定) 議第245号 徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(徳島県決定) 議第246号 徳島東部都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更について(徳島県決定) 議第247号 徳島東部都市計画用途地域の変更について(徳島市決定) 議第248号 徳島市都市計画マスタープランの改定について
会議の公開区分	■公開 □一部公開 □非公開 (非公開理由)
出席委員	阿部会長、奥嶋副会長、永本委員、川人委員、高源委員、加戸委員、明石委員、須見委員、岡南委員、関委員、榎本委員、多田委員(代理：茨木氏)、島田委員
傍聴者	なし
事務局	企画政策部都市計画課 (☎088-621-5493)

会議概要及び会議結果

議第244号の議題について審議

事務局から議第244号について説明。

(加戸委員)

中央公民館や社会福祉センターの耐震改修に数億円を費やしてきた。また、年間約7万人が利用する両施設の利用者に、十分な代替施設が保障されるとは言えない。これらのことから、小ホールについては、別のところに建てるように要望を続けてきた。

小ホール以外に反対するものではないが、そのために寺島公園を縮小するという都市計画の案には反対する。

(結果)

議第 244 号 議長を除く出席委員 12 人中、賛成した委員 10 人。
賛成多数により原案のとおり決定。

議第 245 号及び議第 246 号の議題について審議

事務局から議第 245 号及び議第 246 号について一括して説明。

(加戸委員)

マスタープランは非常に重要なものである。いつまでを見越したプランなのか。

(事務局等)

徳島東部都市計画区域マスタープランは、目標年次を令和 17 年としている。

おおむね 20 年後の姿を展望し、20 年後の方針ということで策定している。区域区分や都市施設の整備の方針は、おおむね 10 年後を想定している。

(加戸委員)

20 年先を見越してということだが、牟岐線の鉄道高架は実現性に乏しいと思われる。なぜ、掲げるのか。徳島駅西から新町川前後までの高架化については、立体交差の解消、花畑踏切の渋滞解消にも繋がることから反対するものではない。J R 四国の同意は取れているのか。

(事務局)

鉄道高架事業については、徳島市内の中心部において鉄道の高架化を進めることによって、踏切の除去による交通渋滞の解消、交通の円滑化とともに、市街地整備の面でも大きな効果がある。さらに、防災面でも有効な活用ができる。これらのことから、今後 20 年の間に進められるという前提での記載である。個々の事業の進捗、具体的な J R 四国との協議については、今後、具体的な協議が進められていくものと認識している。

(加戸委員)

現在、牟岐線は、J R 四国が赤字路線として廃線の可能性があるとしている。

平成 18 年に着工準備採択を国に出した。その後、制度が変わり、鉄道高架については県の裁量でできることとなったはずだが、17 年経過しているが、都市計画決定はされているのか。

(事務局)

現在、計画の見直しに向けて、徳島県、徳島市、JR四国とも協議を重ねて進めているところである。

(加戸委員)

17年経つが都市計画決定さえできていないのに、今後さらに20年かけてやるのか。もう一つ、ホールに合わせて新駅も何度か出てくるが、今の鉄道路線で作った場合、鉄道高架ができたなら新駅はどうなるのか。相反している。二重投資になる。鉄道高架という段階ではなく、牟岐線の存続に力を注ぐべきだ。

(結果)

議第245号 議長を除く出席委員12人中、賛成した委員10人。
賛成多数により原案のとおり決定。

(結果)

議第246号 議長を除く出席委員12人中、賛成した委員10人。
賛成多数により原案のとおり決定。

議第247号の議題について審議

事務局から議第247号について説明。

(加戸委員)

廃棄物はそのままにしたままで、工業地域に指定するのか。

(事務局)

沖洲の用地について、最終処分場の跡地であり平成31年3月に、処分場の廃止手続きはされている。廃棄物が埋まっている前提で、港湾関連用地として土地利用を決定するという手続きである。工業地域で建築可能な用途のものが建てられる。

(加戸委員)

非常に危ないと思うが、大丈夫なのか。沖洲の中でも、マリンピア沖洲は、地震、津波、液状化の3つが同時に起こる恐れがある。

(事務局)

今回の都市計画は、「線引き」により市街化区域に編入された区域の用途を決めるということである。周辺の用途に合わせて、工業地域に用途変更をする。実際、そこに、どのようなものが建つか、また、どういったものが建てられることができるかというのは、現行の建築基準等々に勘案して、建設が今後されていくものと考えている。地震等の危険性を想定されていると思うが、当然、必要な対策をした上で、法律に基づいた建設整備がなされていくと考えている。

(加戸委員)

海岸の埋め立て地で、このような用途地域の指定をしている例はあるのか。
廃棄物を埋めた状態で、用途地域を指定することには不安が残る。

(事務局等)

マリンピアの最終処分場跡地については、廃棄物が地下にあるということを前提とした利用ということを公募の条件で求めている。基本的な現状のまま土地利用をしていただく。原則として、簡易なフェンスなどの工作物の設置に伴う必要最小限の土地の掘削というところを条件としている。

(島田委員)

津田地区について、貯木場だったところを工業専用地域に指定するということか。

(事務局)

まず、埋め立てた時点では市街化調整区域である。先ほどの議第 246 号で市街化区域に変更し、議第 247 号で工業専用地域に用途を指定する。

(結果)

議第 247 号 議長を除く出席委員 12 人中、賛成した委員 10 人。
賛成多数により原案のとおり決定。

議第 248 号の議題について審議

事務局から議第 248 号について説明。

(岡南委員)

各町内会加入率と徳島市全体の町内会の加入率はわかるか。

(事務局)

市全体の町内会の加入率は 38%と担当課から聞いている。個別の各地域の加入率については把握していない。

(岡南委員)

地域のことで出てこられるのは、地域の代表であるコミュニティ協議会の皆さんではあるが、地域の総意ではない、ということの頭の中に入れておかないと根底から崩れてしまう。他都市の地域組織の現状をみるにつけ、町内会の加入率によって、その市の地域に対する政策が変わってくる。私が、地域自治組織に関心持っていた何年か前には、町内会加入率は 45%だった。現在 38%というのは驚異的な数字である。その状況を把握した上で取り組んでいただきたい。

(関委員)

資料 4、8 ページ、「都市防災の方針」に、地震・津波と風水害・土砂災害を記載している。今後、気候変動は避けられないことであり、それに伴う水害リスクに備え、水災害対策を推進するということが都市づくりにも非常に重要な要素として入ってくる。この観点から、「気候変動」及び「流域治水」というキーワードを入れてはどうか。

(事務局)

気候変動の影響や水災害の激甚・頻発化など、今後の治水安全度を向上させることが非常に重要であると認識している。別冊、素案 40 ページに、風水害・土砂災害対策として、中小河川の護岸整備、都市下水路、公共下水道、雨水の整備などを進め、治水、安全性の向上、確保を図ると記載しているところではあるが、県の区域マスタープラン及び国の政策の動向等も勘案し、河川・下水道の所管部局と協議の上、最終案の作成に向けて検討する。

(永本委員)

別冊、素案 17、18 ページの「人を引きつける魅力ある都市」について、観光地として選ばれるだけでなく、居住地や企業立地としても選定されるまちづくりを目指すところがあるが、どのように外からの人を呼ぶのか、どうやって推進するのか、という視点があまり書かれていない。

少子高齢化というキーワードは、この会議に出席している全員がよくわかっているこ

とで、徳島市で出生し育った子どもが、そのまま徳島市に残るというだけでは、少子高齢化は進む一方である。海外あるいは県外から徳島市に来てもらうという視点のものは、マスタープランのどこに反映されてるのか、また反映されていないなら、なぜなのか。

(事務局)

都市計画マスタープランは、徳島市のまちづくりの基本的な方針、方向性を定めるものである。上位計画である総合計画には、移住施策等も位置づけているが、都市計画マスタープランについては、そのような計画をまちづくりから支える、という方針である。

この計画における「人を引きつける魅力ある都市」については、県都として都市基盤から、経済、広域交通、観光について主に目指すこととしている。また、移住という視点では、居住環境をどうしていくかということになる。

計画において、具体的に施策として位置づけるというものではなく、あくまで、まちづくりから、人を引きつけるまちとしてどうあるべきか、という方向性について記載している。

(永本委員)

意見として、外からの方が住みやすいまちづくり、という観点からマスタープランを作っていただきたい。

また、町内会の加入率が38%ということだが、若い子育て世帯などは、ほとんど入っていない。子育て世代の意見の集約などは別の手法でした方が良い。

実は、徳島市に一度住んでみると、すごく住みやすいという人が多い。住みやすいという施策と並行してまちづくりを進めるといいと思う。

都市計画ということだが、他部署との連携、教育委員会や母子の関係部署・現場などと連携しながらマスタープランを練っていただきたい。

(加戸委員)

別冊、素案の31ページ、「鉄道交通の維持・確保」で、県の区域マスタープランの鉄道高架では、徳島駅西から文化の森駅までと繰り返し出てくるが、市のマスタープランには出てこない。その違いは何か。

(事務局)

市のマスタープランについては、県の区域マスタープランと整合を図っている。市の取組として、鉄道高架を推進するとともに、徳島県が推進するJRの駅の新規設置に係る周辺整備という市としての役割を、主に記載している。

(加戸委員)

ということは、徳島市も、文化の森駅まで進めるという立場なのか。

(事務局)

個々の取組、鉄道高架の推進に関しては、それを所管する部局で推進しており、その前提を踏まえた記載としている。

(加戸委員)

徳島駅周辺の高架については、もちろん、後先の問題、費用の問題はあるが、進めていいと考えてはいる。県の区域マスタープランと一致するならば違うと思うが、そうでもないのか。

(事務局)

具体的な記述は 31 ページのとおりだが、別冊、素案の 32 ページ、「都市交通体系方針図」に青い矢印で、西、佐古駅に向けての矢印と、文化の森駅に向けての矢印で、鉄道高架事業を記載している。

(加戸委員)

ということは、文化の森駅までということ。徳島市として、まず、やるべきことが、鉄道高架を文化の森駅までいくということなのか。利用者のために、牟岐線を存続させる。そちらを優先するのが筋ではないのか。

(森幹事)

補足させていただきたい。加戸委員のご意見は、十分理解できるところである。

平成 23 年度に、徳島県から、新町川から冷田川までの間を、先行で都市計画決定したいという提案があった。その時、徳島市議会での議論も踏まえ、本市の立場としては、徳島駅前の方を優先、ということを県に対して明確に申し上げている。その立場については、現在も、全く変わるところはない。

ただ、県が提案されていることについても、場合によって、徳島駅前周辺の整備が仮に担保されるような、何か提案があるのであれば、それはまた議会の場で十分議論いただく必要があると考える。JRの厳しい経営状況等もあり、路線の存続に直結する話であることから、多角的な検討が必要である。今、我々が提案している徳島駅周辺の整備が優先であるといったことに対して、県から何らかの提案があれば、それも含め、問題はいろいろあるかと思うので、また議会の場で議論をいただくということで考えている。

(加戸委員)

今の幹事の意見はわかるが、新駅と矛盾する。新駅は、今の線路に新駅をつくる。この上に、これと並行させて高架を作っていくならば、今度は新駅を廃止して、上に持っていかななくてはならない。新駅をつくるよりも、むしろ送迎バスにすべきだ。これは鉄道高架も可能になる。元気な人は歩いたほうが、まちの活性化にも繋がる。

もう一つは、41 ページの新町西再開発事業。イメージ図が載っているが、マンション、ホテルの再開発を前提とした再開発である。この前の都市計画審議会で、質問して明らかになった事項だが、一つは、権利者 36 人のうち 30 人が補償金をもらって出ていく再開発であること。もう一つは、ここで店をしている人や居住している人が除外されてる再開発であること。本来は、ここで店を営業したり、ここで住んでいる人が再開発によって新しく生まれ変わる町で暮らせられる、住み続けられる。そういう再開発に変えるべきだと思う。意見として申し上げる。

(結果)

議第 248 号 議長を除く出席委員 12 人中、賛成した委員 9 人。

賛成多数により素案のとおり決定。

以 上